

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年10月臨時理事会

令和7年10月30日（木）午後1時30分

豊田市民文化会館 会議室A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

議案第8号 合併契約案の承認について

議案第9号 令和7年11月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である
事項について

議案第10号 公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の一部を改正する
規則について

議案第11号 公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する
規則について

議案第12号 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則の一
部を改正する規則について

4 そ の 他

公益財団法人 豊田市文化振興財団 役員

役 職 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
理 事 長	豊 田 彬 子	公益財団法人あすて 理事長
副理事長	杉 山 基 明	元豊田市副市長
専務理事	藤 本 聡	公益財団法人豊田市文化振興財団
理 事	青 木 勉	豊田市地域活躍部長
理 事	河 木 照 雄	豊田商工会議所 副会頭
理 事	杉 坂 盛 雄	ひまわりネットワーク株式会社 常務取締役
理 事	曾 我 史 人	豊田市こども・若者部長
理 事	花 光 博 之	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 第1グループ長
理 事	八 木 健 次	豊田市魅力創造部長
監 事	兼 子 浩 一	税理士
監 事	竹 内 未 帆	豊田市総務部 副部長

令和7年度 議案第8号

合併契約案の承認について

上記の議案を提出する。

令和7年10月30日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第38条第2項第1号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第59条第2項第1号の規定に基づき、合併契約案について決議を得たいからである。

合 併 契 約 書 （案）

公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人豊田市文化振興財団

住所 愛知県豊田市小坂町 12 丁目 100 番地

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人豊田市国際交流協会

住所 愛知県豊田市小坂本町 1 丁目 25 番地

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認）

第3条 甲及び乙は、本契約につき、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（停止条件）

第4条 本契約は、前条に規定するそれぞれの評議員会の承認が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第5条 乙は、令和7年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財団の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を乙の職員種別に応じて、甲の職員として引き継ぐものとする。

2 前項の規定により甲の職員となる者の給与等雇用条件は、甲の規定に定めるところによるものとし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

(名称)

第8条 合併後の甲の名称は、公益財団法人豊田市文化振興財団とする。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 本吸収合併登記に要する費用は、甲が負担するものとする。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和7年●月●日

甲 愛知県豊田市小坂町12丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団

理事長

(印)

乙 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
公益財団法人豊田市国際交流協会

理事長

(印)

令和7年度 議案第9号

令和7年11月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について

上記の議案を提出する。

令和7年10月30日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第23条第1項の規定に基づき、評議員会の招集の決議を得たいからである。

令和7年11月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について

- 1 開催日時 令和7年11月27日（木）午後1時30分～
- 2 開催場所 豊田市民文化会館 展示室C・D
- 3 目的である事項
議案第7号 合併契約の承認について

内容

- ・公益財団法人豊田市国際交流協会との合併契約の承認について

理由

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第251条第1項の規定より、評議員会の決議によって、合併契約の承認を受ける必要があるため

令和7年度 議案第10号

公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年10月30日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、青少年表彰及び地域表彰を文化表彰に統合するほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、豊田市の文化及び芸術の振興並びに青少年の健全育成並びに地域に貢献し、その功績の顕著なものに対する」を「行う」に改める。

第2条第1項中「、青少年表彰、地域表彰」を削り、同条第2項中「以下」を「次」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

第3条中「、青少年表彰及び地域表彰」を削り、「及び芸術」を「（青少年健全育成活動及び地域貢献活動を含む。）」に、「並びに青少年健全育成活動並びに地域への貢献に顕著な業績」を「に顕著な功績」に改める。

第4条第1項中「以下」を「次」に改め、同項第3号中「文化団体」の次に「、青少年団体及び地域団体」を加え、同項第5号中「文化活動」の次に「、青少年健全育成活動及び地域貢献活動」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「以下」を「次」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「前3項」を「前2項」に、「以下」を「次」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

様式名	様式番号
(1) 文化表彰推薦書（個人）	様式第1号
(2) 文化表彰推薦書（団体）	様式第1号の2
(3) 文化表彰候補者功績調書（個人）	様式第2号
(4) 文化表彰候補者功績調書（団体）	様式第2号の2
(5) 特別表彰候補者推薦書（個人）	様式第3号
(6) 特別表彰候補者推薦書（団体）	様式第3号の2
(7) 特別表彰候補者功績調書（個人）	様式第4号
(8) 特別表彰候補者功績調書（団体）	様式第4号の2

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の一部を次のように改正する。

第3条中「及び地域貢献活動」を「、地域貢献活動及び国際交流・多文化共生活動」に改める。

第4条第1項第3号中「及び地域団体」を「、地域団体及び国際交流・多文化共生団体」に、同項第5号中「及び地域貢献活動」を「、地域貢献活動及び国際交流・多文化共生活動」に改める。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の新旧対照表（第1条関係）

旧	新
（目的） 第1条 この規則は、公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「財団」という。）が、<u>豊田市の文化及び芸術の振興並びに青少年の健全育成並びに地域に貢献し、その功績の顕著なものに対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （表彰の区分） 第2条 表彰の区分は、文化表彰、<u>青少年表彰、地域表彰及び特別表彰とする。</u> 2 <u>文化表彰の種類は、以下のとおりとする。</u> （1）豊田文化賞 （2）豊田芸術選奨 （3）豊田文化功労賞 （4）豊田文化奨励賞 （5）<u>豊田市文化振興財団功労賞</u> （6）<u>豊田文化新人賞</u> 3 <u>青少年表彰の種類は、以下のとおりとする。</u> （1）<u>豊田青少年育成功労賞</u> （2）<u>豊田青少年育成奨励賞</u> 4 <u>地域表彰の種類は、以下のとおりとする。</u> （1）<u>豊田地域貢献功労賞</u> （2）<u>豊田地域貢献奨励賞</u> 5 <u>特別表彰は、特別賞とする。</u> （表彰の対象者） 第3条 <u>文化表彰、青少年表彰及び地域表彰の対象者は、豊田市に在住、在勤、在学する者若しくは出身の者又は豊田市を拠点に活動する団体及びその構成員で、かつ、豊田市の文化及び芸術</u> <u>の振興並びに青少年健</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「財団」という。）が<u>行</u> <u>う</u> <u>表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （表彰の区分） 第2条 表彰の区分は、文化表彰 <u>及び特別表彰とする。</u> 2 <u>文化表彰の種類は、次 のとおりとする。</u> （1）豊田文化賞 （2）豊田芸術選奨 （3）豊田文化功労賞 （4）豊田文化奨励賞 [削る] （5）<u>豊田文化新人賞</u> [削る] [削る] 3 <u>特別表彰は、特別賞とする。</u> （表彰の対象者） 第3条 <u>文化表彰</u> <u>の対象者は、豊田市に在住、在勤、在学する者若しくは出身の者又は豊田市を拠点に活動する団体及びその構成員で、かつ、豊田市の文化（青少年健全育成活動及び地域貢献活動を含む。）の振興に顕著な功績</u>

全育成活動並びに地域への貢献に顕著な業績をあげた個人若しくは団体又は将来の活躍が期待される個人若しくは団体で、表彰の種類に応じて理事長に推薦のあった者とする。 (推薦者) 第4条 文化表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>以下のとおりとする。</u> (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 豊田文化賞及び豊田芸術選奨の受賞者 (3) 文化団体 _____ の代表者等 (4) 豊田市長 (5) 文化活動 _____ を積極的に推進する個人又は団体 2 青少年表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>以下のとおりとする。</u> (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 青少年団体の代表者等 (3) 豊田市長 (4) 青少年育成活動を積極的に推進する個人又は団体 3 地域表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>以下のとおりとする。</u> (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 地域団体の代表者等 (3) 豊田市長 (4) 地域活動を積極的に推進する個人又は団体 4 特別表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>以下のとおりとする。</u> (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 豊田市長 5 <u>前3項の規定にかかわらず、以下の者は推薦することができない。</u> (1) (略)	_____ をあげた個人若しくは団体又は将来の活躍が期待される個人若しくは団体で、表彰の種類に応じて理事長に推薦のあった者とする。 (推薦者) 第4条 文化表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>次</u> のとおりとする。 (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 豊田文化賞及び豊田芸術選奨の受賞者 (3) 文化団体、<u>青少年団体及び地域団体の</u>代表者等 (4) 豊田市長 (5) 文化活動、<u>青少年健全育成活動及び地域貢献活動を積極的に推進する個人又は団体</u> [削る] [削る] 2 特別表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、<u>次</u> のとおりとする。 (1) 財団の評議員、理事及び監事 (2) 豊田市長 3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の者は推薦することができない。</u> (1) (略)
---	---

(2) (略)

(推薦の件数)

第5条 同一の推薦者からの推薦は、表彰の種類につき1件までとする。ただし、豊田市文化振興財団功労賞については、この限りでない。

別表(第6条関係)

様式名	様式番号
(1) 文化表彰推薦書(個人)	様式第1号
(2) 文化表彰推薦書(団体)	様式第1号の2
(3) 文化表彰候補者功績調書(個人)	様式第2号
(4) 文化表彰候補者功績調書(団体)	様式第2号の2
(5) 青少年表彰推薦書(個人)	様式第3号
(6) 青少年表彰推薦書(団体)	様式第3号の2
(7) 青少年表彰候補者功績調書(個人)	様式第4号
(8) 青少年表彰候補者功績調書(団体)	様式第4号の2
(9) 地域表彰推薦書(個人)	様式第5号
(10) 地域表彰推薦書(団体)	様式第5号の2
(11) 地域表彰候補者功績調書(個人)	様式第6号

(2) (略)

(推薦の件数)

第5条 同一の推薦者からの推薦は、表彰の種類につき1件までとする。_____

別表(第6条関係)

様式名	様式番号
(1) 文化表彰推薦書(個人)	様式第1号
(2) 文化表彰推薦書(団体)	様式第1号の2
(3) 文化表彰候補者功績調書(個人)	様式第2号
(4) 文化表彰候補者功績調書(団体)	様式第2号の2
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]

<u>(12) 地域表彰候補者功績調書</u> <u>(団体)</u>	<u>様式第6号の2</u>	[削る]	[削る]
<u>(13) 特別表彰候補者推薦書 (個人)</u>	<u>様式第7号</u>	<u>(5) 特別表彰候補者推薦書 (個人)</u>	<u>様式第3号</u>
<u>(14) 特別表彰候補者推薦書 (団体)</u>	<u>様式第7号の2</u>	<u>(6) 特別表彰候補者推薦書 (団体)</u>	<u>様式第3号の2</u>
<u>(15) 特別表彰候補者功績調書 (個人)</u>	<u>様式第8号</u>	<u>(7) 特別表彰候補者功績調書 (個人)</u>	<u>様式第4号</u>
<u>(16) 特別表彰候補者功績調書 (団体)</u>	<u>様式第8号の2</u>	<u>(8) 特別表彰候補者功績調書 (団体)</u>	<u>様式第4号の2</u>

公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の新旧対照表（第2条関係）

旧	新
（表彰の対象者） 第3条 文化表彰の対象者は、豊田市に在住、在勤、在学する者若しくは出身の者又は豊田市を拠点に活動する団体及びその構成員で、かつ、豊田市の文化（青少年健全育成活動及び地域貢献活動を含む。）の振興に顕著な功績をあげた個人若しくは団体又は将来の活躍が期待される個人若しくは団体で、表彰の種類に応じて理事長に推薦のあった者とする。 （推薦者） 第4条 文化表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、次のとおりとする。 （1）財団の評議員、理事及び監事 （2）豊田文化賞及び豊田芸術選奨の受賞者 （3）文化団体、青少年団体及び地域団体の代表者等 （4）豊田市長 （5）文化活動、青少年健全育成活動及び地域貢献活動を積極的に推進する個人又は団体	（表彰の対象者） 第3条 文化表彰の対象者は、豊田市に在住、在勤、在学する者若しくは出身の者又は豊田市を拠点に活動する団体及びその構成員で、かつ、豊田市の文化（青少年健全育成活動、地域貢献活動及び国際交流・多文化共生活動を含む。）の振興に顕著な功績をあげた個人若しくは団体又は将来の活躍が期待される個人若しくは団体で、表彰の種類に応じて理事長に推薦のあった者とする。 （推薦者） 第4条 文化表彰の対象者を理事長に推薦できる者は、次のとおりとする。 （1）財団の評議員、理事及び監事 （2）豊田文化賞及び豊田芸術選奨の受賞者 （3）文化団体、青少年団体、地域団体及び国際交流・多文化共生団体の代表者等 （4）豊田市長 （5）文化活動、青少年健全育成活動、地域貢献活動及び国際交流・多文化共生活動を積極的に推進する個人又は団体

令和7年度 議案第11号

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年10月30日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、育児・介護休業法の一部改正に伴う柔軟な働き方を実現するための措置の追加及びボランティア休暇の期間の拡大を行うほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「午後5時15分」の次に「まで」を加え、同項第2号中「午後6時15分」の次に「まで」を加え、同項第3号中「午後9時30分」の次に「まで」を加え、同項第4号中「午前10時」の次に「まで」を加える。

第7条第2項中「就業規則第22条」を「第22条第1項の表中」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第7条の2 3歳に達する日以後から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次の各号のいずれかの措置を選択して利用することができる。

（1）第6条第1項に規定する勤務時間の選択

（2）前条に規定する育児短時間勤務

第8条第1項中「就業規則」を削り、同条第2項中「前条」を「第7条」に改める。

第9条の表中

「

正午から午後1時
午後1時から午後2時
午後5時から午後6時
午後10時から翌日の午前6時 及び午前8時から8時30分

」

を

「

正午から午後1時まで
午後1時から午後2時まで
午後5時から午後6時まで
午後10時から翌日の午前6時まで 及び午前8時から8時30分まで

」

に改める。

第22条第1項の表中

「 17 職員が自発的に、かつ、報酬を得 ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を 除く。)を行う場合で、その勤務しない ことが相当であると認められるとき	一の年度において5日の範囲内の期 間
---	-----------------------

を

「 17 職員が自発的に、かつ、報酬を得 ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を 除く。)を行う場合で、その勤務しない ことが相当であると認められるとき	一の年度において6日の範囲内の期 間
---	-----------------------

に改め、同条第4項中「第12、第13、第15、第18、第19」を「第13、第15、第17から第19まで」に改める。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の新旧対照表

旧	新
(勤務時間) 第6条 職員の勤務時間は1日7時間45分とし、就業時間は原則として次のとおりとする。 (1) 午前8時30分から午後5時15分 (2) 午前9時30分から午後6時15分 (3) 午後0時45分から午後9時30分 (4) 午後5時45分から翌日の午前10時 2～5 (略) (育児短時間勤務) 第7条 (略) 2 短時間勤務は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(就業規則第22条 第14の規定による特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として短縮するものとする。 [追加] (介護短時間勤務) 第8条 理事長は、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、対象家族1人あたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(就業規則第25条第1項の規定による介護休業の期間と重複する期間を除	(勤務時間) 第6条 職員の勤務時間は1日7時間45分とし、就業時間は原則として次のとおりとする。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午前9時30分から午後6時15分まで (3) 午後0時45分から午後9時30分まで (4) 午後5時45分から翌日の午前10時まで 2～5 (略) (育児短時間勤務) 第7条 (略) 2 短時間勤務は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(第22条第1項の表中第14の規定による特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として短縮するものとする。 (柔軟な働き方を実現するための措置) 第7条の2 3歳に達する日以後から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次の各号のいずれかの措置を選択して利用することができる。 (1) 第6条第1項に規定する勤務時間の選択 (2) 前条に規定する育児短時間勤務 (介護短時間勤務) 第8条 理事長は、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、対象家族1人あたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(第25条第1項の規定による介護休業の期間と重複する期間を除

く。)内において、正規の勤務時間を短縮しなければならない。

2 短縮する時間は前条 第2項の規定を準用する。

(休憩時間)

第9条 休憩時間は、次表のとおりとする。

勤務時間別	休憩時間
第6条第1項 第1号	正午から午後1時
" 第2号	午後1時から午後2時
" 第3号	午後5時から午後6時
" 第4号	午後10時から翌日の 午前6時 及び午前8時から8時 30分

ただし、業務遂行上、理事長が必要と認めた場合は、休憩時間を変更することができる。

(特別休暇)

第22条 特別休暇は、次の表に定める基準による。

原因	期間
1～16 (略)	(略)
17 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において5日の範囲内の期間
(1)～(4) (略)	
18～22 (略)	

2 (略)

く。)内において、正規の勤務時間を短縮しなければならない。

2 短縮する時間は第7条第2項の規定を準用する。

(休憩時間)

第9条 休憩時間は、次表のとおりとする。

勤務時間別	休憩時間
第6条第1項 第1号	正午から午後1時まで
" 第2号	午後1時から午後2時 まで
" 第3号	午後5時から午後6時 まで
" 第4号	午後10時から翌日の 午前6時まで 及び午前8時から8時 30分まで

ただし、業務遂行上、理事長が必要と認めた場合は、休憩時間を変更することができる。

(特別休暇)

第22条 特別休暇は、次の表に定める基準による。

原因	期間
1～16 (略)	(略)
17 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において6日の範囲内の期間
(1)～(4) (略)	
18～22 (略)	

2 (略)

3 (略) 4 第1項の表中<u>第12、第13、第15、第18、第19まで</u>及び第22の特別休暇については、1日又は1時間を単位として与えることができる。	3 (略) 4 第1項の表中<u>第13、第15、第17から第19まで</u> 及び第22の特別休暇については、1日又は1時間を単位として与えることができる。
---	---

令和7年度 議案第12号

**公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則の一部を改正
する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年10月30日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、育児・介護休業法の一部改正に伴う柔軟な働き方を実現するための措置の追加ほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則（平成30年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表を次のように改める。

職 名	原則とした1日の勤務時間（休憩時間）及び平均した週の所定労働時間
館長、主任 指導主事 (35H)	①午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時まで） ②午前8時45分から午後4時45分まで（正午から午後1時まで） ③午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで） ④午前10時から午後6時まで（午後1時から午後2時まで） ⑤午後1時から午後9時まで（午後5時から午後6時まで） 平均した週の所定労働時間は35時間
事務主事 (35H)	①午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで） ②午前9時30分から午後6時15分まで（午後1時から午後2時まで） ③午後0時45分から午後9時30分まで（午後5時から午後6時まで） 平均した週の所定労働時間は34.875時間
指導主事、 主任主事、 交流館主事 (30H)	①午前8時30分から午後3時30分まで（正午から午後1時まで） ②午前8時45分から午後3時45分まで（正午から午後1時まで） ③午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで） ④午前10時から午後5時まで（午後1時から午後2時まで） ⑤午後2時から午後9時まで（午後5時から午後6時まで） 平均した週の所定労働時間は30時間
事務主事 (30H)	①午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時まで） ②午前9時30分から午後6時まで（午後1時から午後2時まで） ③午後1時から午後9時30分まで（午後5時から午後6時まで） 平均した週の所定労働時間は30時間
事務主事 (24.5H)	①午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時まで） ②午前9時30分から午後5時30分まで（午後1時から午後2時まで）

③午後1時30分から午後9時30分まで（午後5時から午後6時まで）

平均した週の所定労働時間は24.5時間

第10条第3項中「前項」を「第1項」に、「認めた時」を「認めたとき」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第11条の2 3歳に達する日以後から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次の各号のいずれかの措置を選択して利用することができる。

（1）第10条第1項に規定する勤務時間の選択

（2）前条に規定する育児短時間勤務

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則の新旧対照表

旧		新	
(非常勤特定業務職員の勤務時間、休憩時間及び勤務の割振り)		(非常勤特定業務職員の勤務時間、休憩時間及び勤務の割振り)	
第10条 非常勤特定業務職員の勤務時間は、毎月1日を起算日とした1か月単位の変形労働時間制によることとし、原則とした1日の勤務時間、休憩時間及び平均した週の所定労働時間は次表のとおりとする。		第10条 非常勤特定業務職員の勤務時間は、毎月1日を起算日とした1か月単位の変形労働時間制によることとし、原則とした1日の勤務時間、休憩時間及び平均した週の所定労働時間は次表のとおりとする。	
職 名	原則とした1日の勤務時間（休憩時間）及び平均した週の所定労働時間	職 名	原則とした1日の勤務時間（休憩時間）及び平均した週の所定労働時間
館長、主任 指導主事 (35H)	①午前8時30分から午後4時30分（正午から午後1時）	館長、主任 指導主事 (35H)	①午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時まで）
	②午前8時45分から午後4時45分（正午から午後1時）		②午前8時45分から午後4時45分まで（正午から午後1時まで）
	③午前9時から午後5時（正午から午後1時）		③午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで）
	④午前10時から午後6時（午後1時から午後2時）		④午前10時から午後6時まで（午後1時から午後2時まで）
	⑤午後1時から午後9時（午後5時から午後6時）		⑤午後1時から午後9時まで（午後5時から午後6時まで）
	①から⑤の勤務を原則とし、平均した週の所定労働時間は35時間		平均した週の所定労働時間は35時間
事務主事 (35H)	①午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時）	事務主事 (35H)	①午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで）
	②午前9時30分から午後6時15分（午後1時から午後2時）		②午前9時30分から午後6時15分まで（午後1時から午後2時まで）
	③午後0時45分から午後9時30分（午後5時から午後6時）		③午後0時45分から午後9時30分まで（午後5時から午後6時まで）
	①から③の勤務を原則とし、平均した週の所定労働時間は		平均した週の所定労働時間は34.875時間

	3 4.8 7 5時間		
指導主事、 主任主事、 交流館主事 (30H)	①午前8時30分から午後3時 30分(正午から午後1時) ②午前8時45分から午後3時 45分(正午から午後1時) ③午前9時から午後4時(正午 から午後1時) ④午前10時から午後5時(午 後1時から午後2時) ⑤午後2時から午後9時(午後 5時から午後6時) ①から⑤の勤務を原則とし、平 均した週の所定労働時間は30 時間	指導主事、 主任主事、 交流館主事 (30H)	①午前8時30分から午後3時 30分まで(正午から午後1 時まで) ②午前8時45分から午後3時 45分まで(正午から午後1 時まで) ③午前9時から午後4時まで (正午から午後1時まで) ④午前10時から午後5時まで (午後1時から午後2時まで) ⑤午後2時から午後9時まで (午後5時から午後6時 まで) 平均した週の所定労働時間は3 0時間
事務主事 (30H)	①午前8時30分から午後5時 (正午から午後1時) ②午前9時30分から午後6時 (午後1時から午後2時) ③午後1時から午後9時30分 (午後5時から午後6時) ①から③の勤務を原則とし、平 均した週の所定労働時間は30 時間	事務主事 (30H)	①午前8時30分から午後5時 まで(正午から午後1時まで) ②午前9時30分から午後6時 まで(午後1時から午後2時 まで) ③午後1時から午後9時30分 まで(午後5時から午後6時 まで) 平均した週の所定労働時間は3 0時間
事務主事 (24.5 H)	①午前8時30分から午後4時 30分(正午から午後1時) ②午前9時30分から午後5時 30分(午後1時から午後2 時) ③午後1時30分から午後9時 30分(午後5時から午後6 時) ①から③の勤務を原則とし、平 均した週の所定労働時間は2 4.5時間	事務主事 (24.5 H)	①午前8時30分から午後4時 30分まで(正午から午後1 時まで) ②午前9時30分から午後5時 30分まで(午後1時から午 後2時まで) ③午後1時30分から午後9時 30分まで(午後5時から午 後6時まで) 平均した週の所定労働時間は2 4.5時間
2 (略)		2 (略)	

3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、業務遂行上理事長が必要と認めた時 は、職員の勤務時間及び休憩時間を変更することができる。 [追加]	3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、業務遂行上理事長が必要と認めたときは、職員の勤務時間及び休憩時間を変更することができる。 <u>(柔軟な働き方を実現するための措置)</u> <u>第11条の2 3歳に達する日以後から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次の各号のいずれかの措置を選択して利用することができる。 <u>(1) 第10条第1項に規定する勤務時間の選択</u> <u>(2) 前条に規定する育児短時間勤務</u>
--	---